

介護保険住宅改修費受領委任払取扱いに関する誓約書

年 月 日

魚津市長 あて

〒(        —        )

所在地 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

(電話番号 \_\_\_\_\_ )

代表者職・氏名 \_\_\_\_\_ 印

魚津市介護保険住宅改修費受領委任販売事業者の登録にあたり、次の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 介護保険法に規定する介護給付の対象となる住宅改修（以下「住宅改修」という。）の提供については、関係法令、通達及び魚津市の要綱を遵守します。
- 2 住宅改修の提供にあたっては、居宅要介護等被保険者となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の状況・希望及びそのおかれている環境を踏まえた適切な住宅改修を行えるよう援助・施工・調整等を行い、住宅改修を行うことにより要介護者等を日常生活の便宜を図り、要介護者等を介護する者の負担の軽減を図るよう努めます。
- 3 事業にあたっては、魚津市、居宅介護支援事業者、他の居宅介護サービス事業者、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連絡、調整のほか公平性の確保に努めます。
- 4 住宅改修を魚津市介護保険住宅改修費受領委任払制度にて取り扱う場合、その施工に係る費用を見積り、「見積書」を作成し、居宅要介護等被保険者に発行します。
- 5 当該住宅改修に関する見積書の記載内容に変更が生じた場合には、すみやかにその変更の内容を当該居宅要介護等被保険者に連絡します。また、変更後の内容に基づく見積書を発行するとともに、変更後の内容を市へ報告するよう説明します。
- 6 居宅要介護等被保険者より、介護保険居宅介護・介護予防住宅改修費支給申請に係る申請書類等を市に提出し、その確認を受けた旨の連絡があった場合、確認を受けた内容に沿ってすみやかに住宅改修を行います。その際、当該住宅改修の施工に関して十分に説明を行い、快適な環境となるよう施工します。

- 7 住宅改修費については、住宅改修に要する費用のうち、自己負担額の支払いを居宅要介護等被保険者より受けるものとし、これを減免し又は超過して費用を徴収しません。また、工事完了及び自己負担額の受領後、居宅要介護等被保険者へ領収証及び工事内訳書等を発行します。
- 8 住宅改修に関する記録を整備し、住宅改修完結の日から5年間保存します。
- 9 住宅改修に関して市長が必要と認めた場合、市が当該住宅改修に関して指導又は調査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は警告を行った場合には、直ちにこれに応じます。
- 10 介護保険住宅改修費受領委任払に際し、次の事項を行った場合は、以後の介護保険住宅改修受領委任払の利用ができなくなるについて異議は申しません。
  - ① 魚津市介護保険住宅改修費受領委任払に関する要綱及びこの誓約書に定める事項を遵守しなかったとき。
  - ② 住宅改修費の申請に事実と異なる内容が認められるとき。
  - ③ その他受領委任払の適用を認めることが不相当と判断されたとき。
- 11 居宅要介護等被保険者から住宅改修の施工に関し、苦情又は相談があった場合、必要に応じて、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行います。また、苦情に対しては、居宅要介護等被保険者の立場に立って検討し、対処します。
- 12 事業所の職員は、業務上知り得た居宅要介護等被保険者又はその家族の秘密を保持します。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持します。

以上